ハイキングクラブ浦和 会則

ハイキングクラブ浦和 細則

ハイキングクラブ浦和 マイカー山行規約

2023年1月1日

## ハイキングクラブ浦和 会則

2023年1月1日現在

(名称および所在地)

第1条 本会はハイキングクラブ浦和(略称: HC浦和)と称し、事務局を さいたま市に置く。

(目的)

第2条 本会は健全な山歩きや各種のウォーキング(以下山行という)を行い、会員相互 の交流並びに親睦を深め、健康体力の保持増進を計ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は次のことを行う。

- 1. 本会の目的に賛同する者をもって会員とする。
- 2. 入会者は氏名、住所、生年月日、電話番号、携帯番号、PCアドレス、加入任意保険を登録する。尚、総務は個人情報の管理に十分注意する。
- 3. 会員は定められた会費を納入する。
- 4. 会費の未納や本会の名誉を著しく傷つけた場合は退会あつかいとする。

(役員)

第4条 本会は次の役員を置く。

1. 会 長 1名

2. 副会長 2名 (総務担当・企画担当)

3. 委員 若干名

4. 監 查 1名

会長の任期は 1 期 2 年とする。但し、再任はさまたげないが最長 2 期 4 年 を原則とする。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

(運営)

第5条 本会は次の委員会を置き運営する。

1. 運営委員会

運営委員会は会長、副会長、委員をもって構成し、重要な施策を立案し、その 他必要な事項を審議決議する。

2. 山行委員会

山行委員会は、会長、副会長、委員をもって構成し、当該期(上期・下期)の山行計画を企画し例会で承認を得る。尚、追加山行は会員が実施希望の2ヶ月前に運営委員会に提出し、委員会と例会で承認を得て実施することができる。 上期は4月~9月、下期は10月~翌年3月を言う。

3 例 会

例会は本会の会員をもって構成し、運営、山行計画、山行案内などの情報の伝達や情報交換を行うとともに、重要な案件を審議決議する。

#### (財政)

- 第6条 本会の経費は会員の入会費、会費、その他をもってあてる。
  - 1 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
  - 2 入会金、会費は別途定める。

### (損害保険)

第7条 本会の山行に参加する会員は任意損害保険(山岳救助保険)に加入しなければならない。

山行中の事故(マイカー山行・レンタカー山行も含め)はすべて自己責任であり、安全対策は会員各自で周到に行なわなければならない。

- 1 加入する任意損害保険は各自で選定する。
- 2 加入した任意損害保険を総務に通知する。
- 第8条 本会の会則は、例会において、出席者の3分の2以上の承認があれば 変更することができる。

# 付則 この会則は会組織変更(ハイキングクラブ浦和)により、 2018 年 1 月 1 日から施行する。

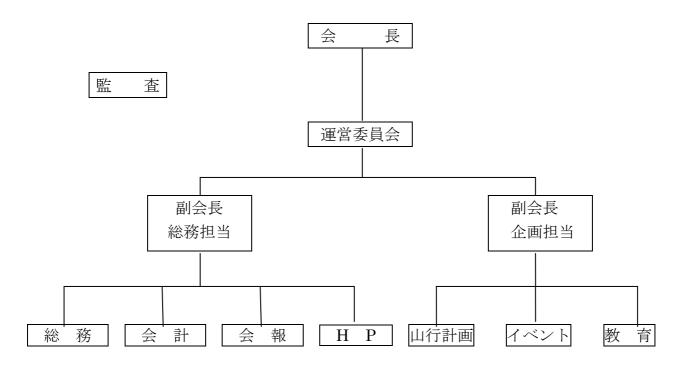
会則改定:2023年1月1日 会則第5条2項改定

細則改定:2023年1月1日 細則第4条追加

細則改定: 2023年10月1日 マイカー山行規約 第5条誓約書様式改定

## ハイキングクラ浦和 細則

第1条(役員の組織)役員の組織は以下とする。



### 第2条(会費)

本会の会費徴収は下記の通りとする。2020年4月1日より実施

入会 金 1.000 円

年 会 費 3,000 円 (¥250/月×12ヶ月)

通信費 1,800円 (¥150/月×12ヶ月)

積 立 金 200 円 (通年とするが事情により追加徴収可とする)

納 入 ① 次年度の年会費および通信費は毎年3月末までに、例会持参 か振込みをする。

② 振込み手数料は会員負担とする。

退 会 3月末時点で未納の場合、退会扱いとする。

退会の場合、会長に連絡をしなければならない。

家族会員 1名は入会金と会費、他は入会金のみとする。

中途入会 年会費、通信費は月割りとする。

中途退会年会費、通信費は返却しない。

休会中は年会費及び通信費は徴収しない。

- ② 復帰時には入会金は不要とする。
- ③ 会報の配布及び名簿への記載はしない。

\*通信費返却 年1,800円のうち、例会出席回数(会報持ち帰り回数)×150円で 返金する。返金の取扱期間については、新年度の4、5、6、月の 3か月間に返金の大小にかかわらず例会時のみで返金する。

尚、この期間を外れた返金は行わず残金は会の運営費に繰り入れる。

### 第3条(山行リーダー<以下係という>への下見代金の支払い)

係が山行を実施するにあたり、安全と難易度などの調査のため必要と判断して下見を行った場合、交通費などの実費を支払う。但し、金額は5,000円を上限とし、下見を数人で行った場合でも金額は5,000円とする。

尚、支払は、原則山行実施後とする。但し、天候等の理由で中止した場合、下見を 支払うが必ず延期して山行を実施する。山行係の都合で中止の場合は支払わない。

### 第4条 (山行の日程変更・追加・決定事項について)

山行日程の実施日・目的地の変更について変更は1か月以内としその範囲を超えるときは山行中止とする。同じ山行を計画するとき当期中であればS山行として再度申請又は翌半期の山行計画に申請する。

## 第5条(山行の申込及びキャンセル・山行の成立、報告)

- 1. 例会時、電話、FAX、E メール、ショートメールで受け付ける。但し、参加申込者の登山技術、マイカーの定員などの理由で係の判断により断ることがある。
- 2. キャンセルは速やかに係に連絡しなければならない。
- 3. 山行の最小成立人数を3名とする。
- 4. 係は、山行終了後、その結果について速やかに会長に連絡しなければならない。

#### 第6条(山行参加費)

山行参加者は参加費を係に支払う。

- 1. 日帰り・前夜発 200円(係の通信費・コピー代など 200円)
- 2. 泊り 400円(係の通信費・宿泊手配・コピー代など 400円)

## 第7条 (任意損害保険)

- 1 山行参加者(お試し参加者も含む)は必ず損害保険に加入しなければならない。
- 2 加入保険については各自対象となる山行の内容を必ず確認しなければならない。 例えば、積雪・軽アイゼン装着対象外の保険や救援者費用のない保険もある。 各自の責任で加入しなければならない。
- 3 相談窓口を総務担当者とする。
- 4 保険期間満了し更新手続きを開始した時点で加入報告書を必ず再提出しなけれ ばならない。

#### 第8条(バス山行、宿泊を伴う山行)

#### 8-1 (申込)

会員は例会参加時または電話・Fax・E メール・SMS などで係に山行参加の意志を伝えるが (仮申し込み)、所定参加費の納入をもって正式の参加申し込みとする。 従って、もし山行実施日の 1 ヶ月前になっても、参加費が未納入の場合は、係は参加の意志がないと見なすことができる。

(キャンセル待ちの会員がいる場合は、その人に振り替える。)

#### 8-2 (キャンセル)

山行のキャンセルは原則として山行 1 ヶ月前までとする。1 ヶ月以内のキャンセルは実費負担とする。但し、定員に達した場合や代わりの参加者を自分で見つけた場合はこの限りではない。

### 8-3 (参加費の返納)

一度納入した参加費は、原則として理由の如何を問わず返金しない。但し、バスが定員に達した場合や、自分の代わりの参加者を本人が見つけてきた場合はこの限りではない。係は山行当日欠席した会員に対して、出席と見なし諸費用の計算を行い、違約金を欠席者に請求し、欠席者は直ちに支払なければならない。尚、余剰金が出た場合は、欠席者も返金を受けることができる。

## 8-4 (直前の参加申し込み)

原則として山行実施日 2 週間以内になってもバスに空席がある場合で、この期間内に参加希望の意志を係に伝え、係の了承を得て、その参加費を山行当日に支払う約束をした場合は、たとえ当日欠席しても、後日所定の金額を係に納めなければならない。山行で、もし余剰金が出た場合は、8-3 項と同じ扱いを受ける。

### 8-5 (バス山行の会計報告)

係は山行参加者に帰路のバス内で当山行の会計報告をし、余剰金が出た場合は、 参加者に公平に返却する。端数の金額(1人当たり 100円未満)は、支部の会計 に繰り入れる。

#### 8-6 (山行遂行の努力)

参加申し込み者数が、当初予定者数に達しない場合でも、係は極力山行実施へ努力する。会報記載の「費用」はあくまで目安と考え、参加者各自の負担が多少増えても、参加者各位の同意を得て、山行の遂行努力をする。

尚、係は天気予報などで、参加者の同意を得て日程の変更をしても良い。但し、 会長の承認を得ること。

#### 第9条(会議)

- 1. 運営委員会は1月・3月・4月・5月・7月・9月・11月の第2火曜日に開催する。
- 2. 山行委員会は5月に当該年下期(10月~翌年3月)、11月に翌年度上期(4月~9月)の山行計画を起案し例会で承認をうける。山行委員会は当該月の第2火曜日に開催、運営委員会を兼ねることもある。
- 3. 例会は毎月第4火曜日に開催する。 尚、会長は臨時に運営委員会.山行委員会を招集することができる。

#### 第10条(慶弔)

会員の慶弔は行わない。但し、特別な事情がある場合は運営委員会の決議により行うことができる。

## マイカー及びレンタカーを利用した山行に関する規約

## 2018年1月1日より実施

## (略称 マイカー山行規約)

#### 第1条(目的)

この規約はハイキングクラブ浦和が企画する山行に自家用車およびレンタカー(以下車両という)を利用する場合の交通事故防止対策を定め、併せて運行中の経費負担の扱い方を統一することを目的とする。

#### 第2条(交通手段の原則)

山行に利用する交通手段は、事故発生率の少ない公共交通機関(貸切りバス、タクシーを含む)によることを原則とし、やむを得ない条件の場合にのみ、車両を利用するものとする。

### 第3条(経費負担の原則)

運行に必要な経費については、参加者の平等な負担を原則とするが、自家用車の損耗 に対する補償については別に定める。

### 第4条(車両保険の加入)

山行に利用する車両は、十分な対人賠償、対物補償の任意保険に加入していることを 必須とする。

### 第5条(誓約書の提出)

本規約が対象とする山行に参加しようとする者は、毎年年度初めに会長あてに本規約に同意する旨の誓約書を提出することとし、その様式(注)については別に定める。

#### 第6条(交通事故の防止対策)

- 1. (運転者の心構え) 運転者は交通法規を遵守して安全運転を第一に車両を運行する。
- 2. (車両の点検整備) 車両は法定点検を受け、十分整備されたものを使用し、出発前にタイヤの空気圧、・オイルの点検・補充などを行う。
- 3. (搭載用具) 車両には三角停止板、修理工具、ブースターケーブル、牽引ロープを搭載していること。
- 4. (複数の車両を使用する場合) 走行中のトラブルにより、車両がはぐれた場合の連絡 手段は必ず決めておく。
- 5. (運転者の交代要員) 長距離走行など複数の運転者を必要とする場合は車両が加入している自動車保険に限定されている条件の範囲内で交替要員を決めておき、過労運転を防止する。保険効力が及ばない運転者については、あらかじめ運転者個人の責任において短期間契約が可能な自動車保険に加入するなどして、無保険での運転は絶対に行わない。

### 第7条(交通事故が発生した場合の処置)

- 1. 被害者のある場合は速やかに救護する。
- 2. 事故の続発を防ぐ処置を取る。
- 3. 事故の発生状況を警察へ通報し、警察の到着を待つ。
- 4. 同行車両のある場合は、予め打ち合わせた連絡手段をとる。

5. 事故の状況は、必ず会長へ状況を報告しなければならない。

## 第8条(事故の際の責任所在)

- 1. (賠償責任)事故による事後処理や損害賠償の責任は事故時の運転者、車両の保有者が負う。
- 2. (会の責任) 支部は事故について適切な指示、対応などを行うが一切の責任は負わない。
- 3. (係の責任) 係が運転者および車両の保有者でない場合は事故に関する適切な指示、 対応などを行うが一切の責任を負わない。

## 第9条(事故の際の会員による損害請求)

- 1. 会員運転者の過失割合が大きい場合でも、被害を受けた会員は事故車両が加入する自動車保険が補償する範囲以上の請求を所有者や運転者に行わない。
- 2. 他車の過失割合が大きい事故の損害請求は、原則として運転者および車両保有者と 加害者との直接交渉によるものとするが、乗車中に被害を受けた会員による相手方 への直接交渉は妨げない。

## 第10条(費用負担と自家用車への補償)

- 1. レンタカー費用、燃料費および有料道路料金、駐車場料金などの交通手段に関して 山行中に第三者に支払うべき費用は、車両所有者を除く参加者の均等割で負担する ものとする。
- 2 前項により車両所有者に対する費用負担の減免が発生した場合は、これを車両の損耗に対する補償とする。ただし、参加者数が極めて少ないなど特別な事情があるときは、参加者の合議により負担方法を適宜変更してもよい。
- 3 運転者についてはハイキングクラブ浦和の運営趣旨に基づき、ボランティアによる 労力の提供として特段の配慮はしないものとする。

#### (参考)

レンタカーの場合、車両借り出し時に氏名を届け出た運転者のみ保険適用か 同乗者の保険適用の有無を確認すること。

#### (注) 第5条に定める誓約書は別添様式

"HC 浦和・会員情報提出用紙 新規会員入会申込書" による。